

神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の 促進に関する条例の解説

環境農政局農政部農地保全課

平成26年 3 月

目 次

1	制定の趣旨	1
2	検討の経緯	1
3	逐条解説	
	第1条（目的）	3
	第2条（定義）	4
	第3条（基本理念）	6
	第4条（県の責務）	8
	第5条（土地所有者等の責務）	9
	第6条（県民の責務）	10
	第7条（指針の策定）	12
	第8条（里地里山保全等地域の選定等）	14
	第9条（里地里山活動協定の認定）	18
	第10条（認定里地里山活動協定の変更）	29
	第11条（認定里地里山活動協定の廃止）	31
	第12条（認定里地里山活動協定の認定の取消し）	32
	第13条（認定里地里山活動協定に係る活動に対する支援）	33
	第14条（報告又は資料の提出）	34
	第15条（委任）	35
	附 則	36
資料1	神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例	37
資料2	神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例施行規則	43
資料3	神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例第9条第1項の認定の審査基準について	48
資料4	神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例第12条第1項の認定の取消しの処分基準について	50

1 制定の趣旨

里地里山は、農地や山林、集落が一体となった地域であり、農林業の生産活動や薪炭資源の場、人々の日常生活の場として、人の手が入ることによって長い時間をかけて形成されたものであり、その結果として、里地里山は、農林業の生産の場のみならず、良好な景観の形成、生物の多様性の確保、災害の防止、生活文化の伝承、情操のかん養、レクリエーションの場の提供などの多面的機能を発揮しており、その多面的機能の恵沢は多くの県民が享受しているものである。

近年、産業構造や生活様式の変化、農家の高齢化、集落の混住化等により、里地里山は適切な管理がされにくくなっており、里地里山の持つ多面的機能が失われつつある。その一方で、地域住民や市民団体等が里地里山へ関心を寄せ、その保全、再生及び活用のための様々な取組を行うなどの活動が広がりを見せている。

こうしたことを踏まえ、里地里山が有する多面的機能の発揮と次世代への継承を図るため、里地里山への県民の関心と理解を深めるとともに、土地所有者や地域住民を主体とし、農林業の営みを尊重しつつ、多様な主体が連携し、及び協働する取組の推進に向け、本条例を制定したものである。

2 検討の経緯

県では、農林業の生産の場のみならず良好な景観の形成など、多面的な機能を発揮している里地里山の保全等を喫緊の課題として、新たな里地里山保全の取組について検討を行い、平成14年度に『かながわ里山づくり構想』を策定し、これに基づき平成16年度から県内各所において里山づくり推進事業を実施してきた。

これと並行して、里地里山の保全等を促進するための基本理念や仕組みなどを定めた条例の制定について検討するため、平成18年4月に学識者や活動団体代表者、市町村職員による「かながわの里地・里山の管理活用に関する検討委員会」を設置し、平成19年1月までに5回の審議を行った。

また、これと併せて、市町村説明会を4回開催するとともに、平成18年11月には条例骨子案に対する県民意見募集を実施するなどし、これらの様々な機会を通じて寄せられた意見等を踏まえ、条例案の検討を進めてきた。

これらの過程を経つつ、平成18年9月県議会定例会環境農政常任委員会へ条例の骨子案を報告し、その後の検討の状況について、同委員会に対して3回の報告を行い、平成19年9月県議会定例会環境農政常任委員会に条例の素案を報告した。

以上のような経過を経て、「神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例」は、平成19年12月県議会定例会に提案され、平成19年12月20日開催の同定例会本会議において全会一致で可決、成立し、同月25日

に神奈川県条例第61号として公布され、平成20年4月1日から施行することとなった。

3 逐条解説

(目的)

第1条 この条例は、里地里山の保全、再生及び活用について、基本理念を定め、並びに県、土地所有者等及び県民の責務を明らかにするとともに、里地里山の保全、再生及び活用を促進するために必要な事項を定めることにより、里地里山の多面的機能の発揮及び次世代への継承を図り、もって県民の健康で心豊かな生活の確保に寄与することを目的とする。

(解説)

- 本条は、条例の制定目的を簡潔に表現し、条例全体の解釈・運用の拠り所となるものであり、本条例が神奈川県で里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する施策の推進に当たっての基本となる条例であることを明らかにしている。
- 里地里山は、もともと農林業の生産活動や薪炭資源の場、人々の日常生活の場として、人の手が入ることによって長い時間をかけて形成されたものであり、その結果として、里地里山は、良好な景観の形成、生物の多様性の確保、災害の防止、生活文化の伝承、情操のかん養、レクリエーションの場の提供といった多面的機能を発揮しており、その恵沢は多くの県民が享受しているものである。
- しかしながら、産業構造の変化や生活様式の変化、農林業従事者の高齢化、集落の混住化といった様々な状況から、里地里山は適切な管理がされにくくなっており、その多面的機能が失われつつある。
- このような現状にかんがみれば、農林業の営みを尊重しつつ、県民共通の財産とも言える里地里山の保全、再生及び活用を図るためには、土地所有者や農林業従事者などだけではなく、地域内外の住民、県、市町村など、多様な主体が、それぞれの得意分野を活かしつつ、相互に連携し、及び協働を図りながら、その保全、再生及び活用を進めていくことが必要であると考えられる。
- このような考え方を踏まえ、本条では、そのための手段として、「里地里山の保全、再生及び活用について、基本理念を定めること」、「県、土地所有者等及び県民の責務を明らかにすること」及び「里地里山の保全、再生及び活用を促進するために必要な事項を定めること」を掲げている。
- 本条においては、これらの手段を通じて、里地里山の多面的機能を発揮させ、これを次世代へ継承することを本条例の直接の目的として定めている。
そして、これらの直接の目的の達成を通じて、県民の健康で心豊かな生活の確保に寄与することを本条例の究極的な目的とするものである。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 里地里山 現に管理若しくは利用され、又はかつてされていた農地、水路、ため池、二次林（その土地本来の自然植生ではない人為的に成立した雑木林、竹林等をいう。）その他これらに類する土地（以下「農林地等」という。）の全部又は一部及び人が日常生活を営む場所が一体となっている地域をいう。
- (2) 土地所有者等 里地里山の農林地等の所有者又は当該農林地等について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者をいう。
- (3) 里地里山の多面的機能 良好な景観の形成、生物の多様性の確保、災害の防止、生活文化の伝承、情操のかん養、レクリエーションの場の提供等の里地里山の有する多面にわたる機能をいう。

(解説)

- 本条は、条例で使用する専門的な用語や他に定めのない「里地里山」、「土地所有者等」及び「里地里山の多面的機能」の用語について、その意味を明らかにするものである。
- 第1号に規定する「里地里山」については、ある程度共通したイメージはあるものの、一般的に確定した定義と言えるものはないと言われている。
- 「里地里山」は、長い時間をかけて、農林業の生産活動や薪炭資源の場、人々の日常生活の場として、人の手が入ることによって形成された二次的自然であり、それが維持されるためには、人の手が適切に入り続ける必要がある。
- このように、「里地里山」は人の日常生活や活動との関わりを抜きにしては語れないことから、「現に管理若しくは利用され、又はかつてされていた農地、水路、ため池、二次林（その土地本来の自然植生ではない人為的に成立した雑木林、竹林等をいう。）その他これらに類する土地（以下「農林地等」という。）の全部又は一部」と「人が日常生活を営む場所」（集落などのいわゆる「里」）が「一体となっている地域」を「里地里山」として定義することとした。
- 一般的に新聞紙上などでは、「里地里山」ではなく「里山」という用語が使用されることが多いが、本来、「里山」には雑木林や竹林等の二次林だけではなく、田畑やそれに付随する水路、ため池等の農地部分が含まれるものである。ここでは、これらの農地部分も含めた一体の地域を本条例の対象とすることを明確に示すため、「里地里山」という用語を用いている。
- 「その他これらに類する土地」としては、茅場のような採草地や、農地と農道、農地と水路の境にある法面部分^{のり}などを含んでいる。

- 第2号に規定する「土地所有者等」については、里地里山の農林地等の土地所有者に加え、当該農林地等について借地権や地上権等の使用収益を目的とする権利を設定している者を「等」として含んでいる。
- 第3号は、「里地里山の多面的機能」の定義について定めるものである。
- よく手入れされた里地里山の農林地等には、色とりどりの草花や昆虫をはじめとする多くの動植物が生息し、このような里地里山は、「日本人のふるさと」とも言われる懐かしい風景を醸し出し、人々の情操のかん養を促し、レクリエーションの場としても利用されている。
- また、里地里山の農林地等は、雨水を貯め、土砂崩れや洪水を防ぐ災害防止機能や地下水かん養機能、緑地としての大気の浄化機能も果たしている。
- さらに、里地里山に暮らす人々の間には、その土地の自然や農作業と結びついた固有の技術や文化、伝統行事などがあり、自然と折り合う「生活の知恵」として伝わっている。
- このような多面にわたる機能は、農林業の場という本来の里地里山の役割から見れば副次的なものとして捉えられてきたが、両者は本来、相互依存の関係にあり、それらの機能がもたらす恵沢は多くの県民が享受しており、人と自然が共生する社会を創り上げていく上でも、里地里山の有するこれらの多面にわたる機能を十分に発揮させ、次世代へ伝えていくことは重要である。
- これからは、里地里山の重要な役割としてその多面的機能を捉え、農林業従事者だけでなく、県民、県、市町村などの多様な主体の連携と協働により里地里山の保全、再生及び活用を進めていくことが必要であるという考えのもとに、「里地里山の多面的機能」を定義付けすることとしたものである。

(基本理念)

第3条 里地里山の保全、再生及び活用（以下「保全等」という。）は、里地里山がその地域の地形、気候その他の固有の自然条件の下に人々が生活を営む中で形成されるものであるという特質を有することにかんがみ、土地所有者等及び地域住民を主体とすべきことを旨として行われなければならない。

2 里地里山の保全等は、里地里山の多面的機能の恵沢を多くの県民が享受していることにかんがみ、土地所有者等、県民、県、市町村等が相互に連携し、及び協働すべきことを旨として行われなければならない。

3 里地里山の保全等は、地域の農林業の営みを尊重しつつ、里地里山の多面的機能を発揮させ、その恵沢を県民が将来にわたって享受できるよう、継続的に行われなければならない。

(解説)

- 本条は、里地里山の保全等に関する基本的な理念を定めるものである。
- 第1項は、里地里山の保全等は土地所有者等及び地域住民を主体とすべきことを定めている。
- 里地里山は、地形や気候といったその土地固有の自然と人とが共生する中で形成されてきたものであり、農林業の営みの態様や生息する動植物は地域によって異なるものであり、その結果として、里地里山の景観や人々の生活様式も、地域によって独特のものがある。
- したがって、里地里山の保全等を効果的に推進するためには、その地域の自然や動植物などとの関わりの中で営まれる農林業や日常生活を通して、長年にわたって蓄えられた農林業に関する技術や慣行、生活の知恵などをよく知る人々の存在が必要不可欠である。
- 近年、里地里山でも集落の混住化が進んでおり、農家でない（あるいは土地所有者等でない）地域住民も多いと思われるが、それらの人々にとっても、里地里山は毎日の暮らしの場であり、そういった人々の地域に対する愛着や里地里山の多面的機能についての理解がなければ、適切な保全等の活動を継続的に進めていくことは難しい。
- そのような意味で、本項では、里地里山の保全等を進めるに当たり、土地所有者等や地域住民の主体性が重要であることを定めている。
- 第2項は、里地里山の保全等は土地所有者等、県民、県、市町村等が相互に連携し、及び協働して行われるべきことを定めている。
- 里地里山の多面的機能の恵沢は、農林業に従事する土地所有者等や地域住民だけでなく、多くの県民が享受しているものである。
- したがって、土地所有者等、県民、県、市町村等が里地里山の多面的機能の重要性を認識し、相互に連携し、及び協働しつつ里地里山の保全等に取り組むことが重要であることを定めている。

- 第3項は、里地里山の保全等は、地域の農林業の営みを尊重しつつ、里地里山の多面的機能を発揮させ、その恵沢を県民が将来にわたって享受できるよう、継続的に行われなければならないことを定めている。
- 前2項に定めた基本理念にのっとり、土地所有者等及び地域住民が主体となり、これらの者と県民、県、市町村等が相互に連携し、及び協働しつつ里地里山の保全等を進めるに当たっても、里地里山が地域の農林業の営みの中で形成されてきたものである以上、地域の農林業に関わる技術や慣行等は尊重されるべきである。
- 地域の農林業の技術や慣行等が尊重され、適切な管理がされた里地里山は、必然的に多面的機能を発揮することとなり、これらは次世代に引き継いでいくべき貴重な県民共通の財産となるものである。
- 里地里山の保全等は、短期間に目に見える効果が現れるものではないが、一時のブームに終わらせることなく、息の長い継続的な活動として行っていかなければならないものである。
- そのためにも、里地里山の形成の礎となっている、地域に根ざした農林業の営みの尊重は、里地里山の保全等が継続的に行われていく上で、大切な視点であることを定めている。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める里地里山の保全等についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、里地里山の保全等の促進に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、里地里山の保全等に関する県民の理解を深め、県民の里地里山の保全等の活動への積極的な参加を促進するために、広報その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 県は、里地里山の保全等の促進に関する施策の推進に関し、市町村との連携を図るとともに、市町村が行う里地里山の保全等に関する施策との調整に努めるものとする。

4 県は、市町村が行う里地里山の保全等に関する施策の推進に関し、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(解説)

- 本条は、県の責務を定めるものである。
- 第1項は、条例に基づく施策の推進に対する県の主体性及び責任の所在を明らかにし、県は基本理念にのっとり、里地里山の保全等の促進に関する総合的な施策を策定し、実施する責務を有する旨を規定している。
- 第2項は、県民の里地里山の保全等についての理解を深めるとともに、県民の里地里山の保全等の活動への積極的な参加が促進されるよう、県がフォーラムの開催など、様々な広報等の措置を講ずる旨を規定している。
- 第3項は、県が里地里山の保全等の促進に関する施策の推進に関し、市町村との連携を図り、市町村が行う里地里山の保全等に関する施策との調整に努める旨を規定している。
- 県は、第1項において、県内の里地里山の保全等の促進に関し、総合的な施策を実施することを定めているが、すでに県内の一部の市町村が、緑地保全やまちづくりという独自の観点から、地域の状況に応じて里地里山の保全活動を行ったり、そのような活動を行うグループに対する助成制度を講じているという状況を踏まえ、県が里地里山の保全等の促進に関する施策を推進するに当たって、双方の施策が効果的に機能するよう、市町村との連携やその施策との調整に努めることとしたものである。
- 第4項は、前項に基づく市町村の施策との調整を踏まえた上で、県が市町村の行う里地里山の保全等に関する施策の推進について、必要な支援に努める旨を規定している。

(土地所有者等の責務)

第5条 土地所有者等は、基本理念にのっとり、里地里山の多面的機能の重要性についての認識を深め、里地里山の保全等が図られるよう努めるとともに、県が実施する里地里山の保全等の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(解説)

- 本条は、土地所有者等の責務を定めるものである。
- なお、見出しにおいては「責務」という文言を用いているが、その性質は規定内容から訓示規定（努力義務規定）となっている。
- 里地里山はもともと農林業の営みによって形成されたものであるが、1960年代以降、産業構造の変化やエネルギー革命等により、里地里山の利用価値が低下していることから、土地所有者等による管理が行き届かず放置され、里地里山の多面的機能の重要性が認識されていない場合が少なくない。
- そのため、まず、里地里山の多面的機能の重要性についての認識を深めることを、土地所有者等の努力義務として規定し、このような認識を深めた上で、土地所有者等は自ら里地里山の管理をすることはもとより、例えば、自ら適切な管理を行うことが困難な場合などは、管理の実情等に応じて、地域住民等と連携・協働した保全等の取組の可能性について検討するなど、里地里山の保全等が図られるよう努める旨の努力義務を規定したものである。
- また、後半では、里地里山の保全等の本源的な担い手としての土地所有者等の役割を自覚し、本条例の実践について主体性を持って、県が実施する各種の里地里山の保全等の促進に関する施策にも協力することを求めている。

(県民の責務)

第6条 県民は、基本理念にのっとり、里地里山の多面的機能に関する理解を深めるとともに、次に掲げる事項を行うよう努めるものとする。

- (1) 里地里山の保全等の活動に積極的に参加するとともに、当該活動がその居住する地域に係るものであるときは、主体的に取り組むこと。
- (2) 里地里山の保全等に当たっては、土地所有者等及び地域住民による地域の特性を生かした主体的な取組を尊重しつつ、これらの者と連携し、及び協力すること。
- (3) 県が実施する里地里山の保全等の促進に関する施策に協力すること。

(解説)

- 本条は、県民の責務を定めるものである。
- なお、見出しにおいては「責務」という文言を用いているが、その性質は規定内容から訓示規定（努力義務規定）となっていることは前条と同様である。
- 本条においては、まず、里地里山の多面的機能によりもたらされる恵沢を多くの県民が享受していることについての理解を深めることを、県民の努力義務として規定し、このような理解を深めた上で、次の各号に掲げる事項について、県民に対して努力義務を課している。
- 第1号は、県民に対し、里地里山の保全等の活動への積極的な参加を一般的に求めた上で、その活動が自らの居住する地域のものである場合については、基本理念にのっとり、地域住民として主体的に取り組むことを求めるものである。
- このように、地域住民に主体的な取り組みを求めたのは、里地里山はもともと農林業の生産の場、人々の日常生活の場であり、その保全等にはそこに住む地域住民の熱意と愛着が重要であるためである。
- 第2号は、県民に対し、里地里山の保全等に参加するに当たっては、土地所有者等や地域住民が地域の特性を生かして主体的に行う取組を尊重しつつ、これらの土地所有者等や地域住民と連携及び協力を図ることを求めるものである。
- 里地里山は、その地域の自然条件等によって農林業のあり方や生息する動植物等が異なっており、その保全等の手法も一律ではない。
したがって、それぞれの里地里山の特性に応じた保全等が行われるためには、その特性を良く理解している土地所有者等や地域住民の主体的な取組が重要であることから、県民に対し、これらの主体的な取組を尊重しつつ、その取組を行っている土地所有者等や地域住民と連携及び協力を図ることを求めることとしたものである。
- 第3号は、里地里山の保全等が図られ、その多面的機能によりもたらされ

る恵沢を享受し、そのことによって健康で心豊かな生活を営むことができるという県民の受益者としての立場から、本条例の実践について、県が実施する各種の里地里山の保全等の促進に関する施策に協力することを求めるものである。

- なお、県民には、個人だけでなく市民団体や学校、企業などの団体も（法人であるか否かを問わず）含むものである。

(指針の策定)

第7条 知事は、里地里山の保全等の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、里地里山の保全等の促進に関する指針（以下「指針」という。）を定めなければならない。

2 指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 里地里山の保全等の促進に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向

(2) 前号に掲げるもののほか、里地里山の保全等の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、社会経済情勢の変化及び里地里山を取り巻く環境の変化に迅速かつ柔軟に対応するため、定期的に指針を検証し、必要に応じ指針の変更を行わなければならない。

4 知事は、指針を定め、又は変更したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

(解説)

○ 本条は、知事に里地里山の保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための指針の策定を義務付けるものである。

○ 本条例は、県が、県内の里地里山の保全等に関して基本的な考え方や姿勢を示すという意味がある。

○ 次条以降において、土地所有者等や地域住民が主体となった里地里山の保全等の活動を促進するための仕組みも創設しているが、そのような具体策にとどまらず、県として里地里山の保全等を推進するための全般的な指針を定めることとしている。

○ 第1項に定める「総合的」とは、里地里山を取り囲む社会経済情勢が変化する中で、条例の目的を実現するため、県が実施する諸施策を適切に組み合わせ、全体として効果的に施策を推進することであり、「計画的」とは、それらの施策の実現性を確保するとともに、中長期的な見通しをもって段階的に施策を着実に実施していくことを意図している。

○ 当該指針は、第3条に定める「基本理念」を受けて、次条以降に掲げた制度を適切に運用しながら、県として実施する里地里山の保全等の促進に関する施策の基本的事項を明らかにするものである。

○ 第2項においては、指針に定める事項について規定しているが、指針の具体的な内容としては、次のようなものを想定している。

1 指針の基本的な考え方

2 本県の里地里山を取り巻く環境

3 本県の里地里山の現状と課題

4 本県の里地里山のめざす姿

5 施策の基本的な方向

6 施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 第3項においては、知事は定期的に指針を検証し、その結果により必要に応じて指針の変更を行わなければならない旨を規定している。
- 先に述べたとおり、指針は中長期的な見通しをもって策定することとしているが、策定後における社会経済情勢の変化や里地里山を取り巻く環境の変化も想定されることから、定期的に指針を検証することにより、これらの変化に迅速かつ柔軟に対応できることとしたものである。
- 第4項においては、知事が指針を定め、又は変更した場合の指針の公表について定めているが、具体的な公表方法は、記者発表、ホームページへの掲載及びパンフレットの作成配布などにより行うことを予定している。

(里地里山保全等地域の選定等)

第8条 知事は、土地所有者等及び地域住民の主体的な活動により里地里山の保全等が図られると認められる地域を、当該地域を管轄する市町村長からの申出により、里地里山保全等地域として選定することができる。

2 知事は、前項の規定によるほか、特に必要があると認めるときは、申出によらずに里地里山保全等地域を選定することができる。この場合においては、知事は、あらかじめ、当該選定をしようとする地域を管轄する市町村長の意見を聴かなければならない。

3 知事は、前2項の規定により里地里山保全等地域を選定したときは、遅滞なく、当該里地里山保全等地域を管轄する市町村長にその旨を通知するとともに、その旨並びにその名称及び区域を公表するものとする。

4 前3項の規定は、里地里山保全等地域の選定の解除及びその地域の変更について準用する。

(解説)

- 本条は、里地里山保全等地域の選定等について定めるものである。
- 第2条第1号においては、里地里山を「現に管理若しくは利用され、又はかつてされていた農地、水路、ため池、二次林（中略）その他これらに類する土地（中略）の全部又は一部及び人が日常生活を営む場所が一体となっている地域」と定義しているが、里地里山の保全等に当たっては、このように里地里山が地形的、歴史的、文化的な一体性を基礎とした広がりを持った空間として、多面的機能を発揮していることを認識する必要がある。
- このような一体性を有する地域をあらかじめ選定し、その範囲及び当該地域の現状やめざす姿などを明らかにしておくことにより、当該地域における保全等の活動が、基本的な方向性を共有しつつ適切に行われることが期待できるものである。
- また、そのような地域の中でも、土地所有者等と地域住民が主体となって現に保全等の活動が行われているなど、基本理念に沿った里地里山の保全等が図られる地域を選定し、その地域において、現に行われている保全等の活動を促進する、あるいはその機運を盛り上げていくなどの施策を、集中的・計画的に展開することが、里地里山の保全等の効果的な推進にとって重要であることから本条の規定を置いたものである。
- 第1項において、知事は、土地所有者等及び地域住民の主体的な活動により里地里山の保全等が図られると認められる里地里山の地域を、その地域を管轄する市町村長からの申出を受け、里地里山保全等地域として選定することができる旨を規定している。
- 里地里山の保全等に当たっては、基本理念に掲げるように、農林業の営みを尊重することが必要であるが、多様な主体の連携・協働によって里地里山

の保全等を推進していくためには、地域づくりや地域の活性化という視点が重要である。

したがって、里地里山保全等地域の選定の権限は、知事が有するものとしつつも、その実際の選定は、地域の実情を良く知る市町村のイニシアチブにより、市町村長からの申出を受けて、その主体性及び自主性を尊重して知事が行うこととしている。

- 申出をする際の必要書類等については別途参考例等を示すものとするが、少なくとも申出地域の範囲、申出理由（現状、めざす姿など）が明らかにされる必要があると考えている。
- 里地里山保全等地域の選定については、以下の点を考慮するものとする。
 - 1 地形的、歴史的、文化的な一体性を持ち、かつまとまりのある土地利用がなされている地域であること。
 - 2 里地里山と認められる地域であること。
 - 3 地域内の農林地等が、都市公園（都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項にいう都市公園をさす。）等国又は地方公共団体が管理を行う土地のみからなるものでないこと。
 - 4 地域の自主的な活動又は県民と行政の協働・連携により、里地里山の保全等が図られると認められること。
 - (1) 土地所有者等や地域住民が主体となって現に保全等の活動が行われている地域
 - (2) 土地所有者等や地域住民が主体となって保全等を進めていこうという機運が見られる地域
 - (3) 市町村が、土地所有者等や地域住民と協働して保全等を進めていく必要があると認める地域 等
 - 5 里地里山保全等地域の選定は、地域内の土地利用を制限するものではないこと。
- 1は、里地里山保全等地域の範囲の考え方である。
- 当該地域は、活動団体等の個々の具体的な保全等の活動が行われている場所ではなく、農地、ため池、水路、二次林など（これらすべてが必須の要素ということではない。）の農林地等を含んだ一団の地域であって、地形的、歴史的、文化的な一体性があり、その一体性を基礎としながら、農林業の生産活動や人々の日常生活の場として土地利用がなされている地域をその範囲とすることを想定している。
- 特段、具体的な面積要件や選定範囲の区切り方を定めることはしないが、里地里山は農林業の営みの場であり、そこに住む人々の日常生活の営みの場でもあることから、地域によって強弱はあるものの、おのずから地形的、歴史的、文化的な一体性があり、まとまりのある土地利用がなされているものと考えられ、具体的には、概ね集落単位、尾根から山裾に広がる集水域程度

がその範囲となるものと想定している。

- 近年、都市化の進展や集落の混住化等により、昔ながらの集落の一体性が崩れつつある地域が多いが、地域の古老の話から判断したり、話し合いの中で一体的に保全等を図っていこうとする範囲を決めるなどして、できるだけ上記のような地域が申し出されることを期待している。
- また、知事が選定する範囲はあくまでも市町村長から申出のあった範囲内であり、申出範囲を超えて知事が選定することは考えていない。
- 2は、選定の目的が里地里山の保全等を促進するためのものであることから当然の要件であり、農地等と二次林の双方が人が日常生活を営む場所と一体となっている地域であることが望ましいが、特に都市部など農地等がほとんどない場所では、雑木林などの二次林のみが人が日常生活を営む場所と一体となっている地域を対象として申出がなされる場合なども考えられる。このような場合であっても選定することがあり得る。
- 3は、前記1及び2の考え方を満たす地域であっても、その地域内の農林地等が、都市公園、県がトラスト制度で買い上げた緑地、財産区の所有する山林であるなど、公的管理がなされている土地だけからなる地域は選定しないことを示している。
- 都市公園や公有地の中でも里地里山の保全等の活動を行っている団体は多いが、これらの土地には本来、公的な管理者がおり、市民団体等が活動していなくても、公的に適正な管理がなされる（べき）土地である。
- ボランティアの募集やNPOへの管理委託などを実施していても、公的な管理者の管理方針としてそれらの手法を採用しているに過ぎず、これらの土地を選定の対象とすることは、本条例の趣旨に馴染まないものと考えられる。
- ただし、市町村長から申出のあった地域の農林地等の一部にこれらの公的管理に係る土地が含まれている場合については、当該公的管理に係る土地以外の農林地等において、土地所有者等や地域住民を主体とした保全等が図られることが期待できる場合などは、申出地域全体を里地里山保全等地域として選定することがあり得る。
- 4は、里地里山保全等地域の選定の考え方の中心となるものである。
- (1)、(2)又は(3)などに該当し、地域の自主的な活動又は県民と行政の協働・連携により、基本理念に沿った里地里山の保全等が図られている又は図られる可能性が高い地域であることを里地里山保全等地域の選定の要件として示している。
- 5は、里地里山保全等地域の選定がその地域内の土地の利用を制限するものではないことを示している。
- 本条例は、土地所有者等及び地域住民が主体となり、これらの者と県民、県、市町村等が相互に連携し、及び協働しつつ里地里山の保全等を進めるためのものであって、選定した地域に対して開発規制や、土地の権利移動の制

限等を行うものではないことを確認的に明記したものである。

- したがって、当該地域の選定に当たっては、その地域に係る土地所有者等の同意を得ることは考えていない。
- しかし、地域選定の趣旨等について、その地域に係る土地所有者等に対して、説明が不十分であることにより土地に対して新たな規制がかかるのではないかといった不安や誤解を与えることがあることから、手続きを進めるにあたっては十分な説明を行うことが望ましい。
- 第2項は、前項の規定による市町村長からの申出がない場合であっても、知事が特に必要があると認めるときは、里地里山保全等地域を、あらかじめ、当該地域を管轄する市町村長の意見を聴いた上で、選定することができる旨を規定している。
- 第3項は、知事は里地里山保全等地域を選定したときは、遅滞なく、その地域を管轄する市町村長に選定を行った旨の通知をするとともに、その旨並びに当該里地里山保全等地域の名称及び区域を公表することを定めている。
- 公表は、選定について関係者に広く知らしめるとともに、多様な主体による里地里山の保全等の活動を広げていくため、選定した地域について、その名称や区域を明らかにするものであり、インターネットの利用その他の方法により行うことを想定している。
- 第4項は、すでに選定を受けた里地里山保全等地域の選定の解除及びその地域の変更の手続について定めるものである。
- 解除や変更の理由としては様々なことが考えられるが、大規模な開発計画（道路や公園等）が当該地において決定されることにより、地域が分断されて里地里山としての一体性が失われるといった外的要因によるもの、あるいは地域住民の間で合意形成が図られず、保全等の機運が消失してしまうという内的要因によるものなどが考えられる。
- このような場合には、前3項の規定に準じた手続を行うこととなる。

(里地里山活動協定の認定)

第9条 前条第1項又は第2項の規定により選定された里地里山保全等地域の農林地等において、里地里山の保全等の活動を行おうとする活動団体及び当該活動が行われる農林地等の土地所有者等は、次に掲げる事項を定めた協定（以下「里地里山活動協定」という。）を締結し、当該里地里山活動協定が適当である旨の知事の認定を受けることができる。

- (1) 里地里山活動協定の対象となる農林地等の区域及び面積
 - (2) 里地里山活動協定の対象となる農林地等の利用に関する事項
 - (3) 活動団体が行う里地里山の保全等の活動の内容
 - (4) 里地里山活動協定に違反した場合の措置
 - (5) 里地里山活動協定の有効期間
 - (6) その他必要な事項
- 2 前項の「活動団体」とは、次の各号のいずれにも該当する団体をいう。
- (1) 里地里山の保全等の活動の対象となる農林地等の土地所有者等又は地域住民が主たる構成員となっている団体
 - (2) 里地里山の保全等の活動が適切に行われるために必要な体制の整備その他の規則で定める要件に適合する団体
- 3 第1項の認定を受けようとする活動団体及び土地所有者等は、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。
- 4 知事は、前項の規定による申請が次の各号のいずれにも該当するときは、第1項の認定をするものとする。
- (1) 里地里山活動協定の内容が、この条例及び関係法令に違反するものでないこと。
 - (2) 里地里山活動協定の内容が、その対象となる農林地等の利用を不当に制限するものでないこと。
 - (3) 里地里山活動協定の内容が、その対象となる農林地等の区域が含まれる里地里山保全等地域における里地里山の保全等に資すると認められるものであること。
 - (4) 里地里山活動協定に係る里地里山の保全等の活動が継続的に行われると認められるものであること。
- 5 知事は、第1項の認定をしようとするときは、あらかじめ、当該認定に係る里地里山活動協定の対象となる農林地等の区域を管轄する市町村長の意見を聴かなければならない。
- 6 知事は、第1項の認定をしたときは、遅滞なく、当該認定に係る活動団体及び土地所有者等にその旨を通知しなければならない。

(解説)

- 本条は、里地里山活動協定の認定について定めるものである。

- 第1項は、前条の規定により知事が選定した里地里山保全等地域の農林地等において里地里山の保全等の活動を行おうとする団体と当該農林地等の土地所有者等は、里地里山活動協定を締結し、その協定が適当である旨の知事の認定を受けることができることを規定している。
- 本条例は、規制や公的担保などの従来の手法によらず、土地所有者等及び地域住民が主体となり、これらの者と県民、県、市町村等が相互に連携し、及び協働するという新しい手法により里地里山の保全等を図ることを目的としている。
- このような仕組みにおいては、活動団体と土地所有者等との合意の下にその保全等の活動が行われることが重要であることから、それを確実に確認できる手段として、活動団体と土地所有者等が締結した里地里山活動協定を知事が認定する制度を創設したものである。
- 里地里山活動協定について、第1項の規定により、その協定が適当である旨の知事の認定を受けた場合は、活動団体は、第13条の規定による県の支援措置を受けることができることとすることにより、里地里山活動協定の締結が促進され、さまざまな活動を目的とする活動団体による幅広い里地里山の保全等の活動が促進され、県内において多彩な里地里山づくりが広がることが期待されるものである。
- 第1号から第6号までは、知事の認定を受けようとする里地里山活動協定において、当該協定の当事者である活動団体と土地所有者等が定める必要のある事項を規定するものである。
- 第1号の「里地里山活動協定の対象となる農林地等の区域及び面積」については、特に説明を要しないであろう。
- 第2号の「里地里山活動協定の対象となる農林地等の利用に関する事項」とは、当該協定の対象となる農林地等を活動団体が利用する上での基本的な決め事のことであり、具体的には、貸借の条件（無償・有償の別、有償の場合の賃料等）、使用目的、禁止行為（地上権等の設定、土地の形状・形質の変更、火気の使用、工作物の設置、物件の堆積等）、協定の有効期間満了時等の土地の返還に関する事項等が定められることを想定している。
- これらの事項は、本件のような土地の貸借等に関わる協定においては、明確に定められるべき事項である。このような事項が定められることにより、土地所有者等が安心して活動団体と協定を締結することができるものであり、トラブルの発生が抑制され、良好かつ安定的な関係を保ちながら、活動団体による保全等の活動が行われることとなるものである。
- 第3号の「活動団体が行う里地里山の保全等の活動の内容」は、里地里山活動協定の対象となる農林地等において活動団体が行う保全等の活動の個別・具体的な内容を定めるものである。
- 第4号の「里地里山活動協定に違反した場合の措置」は、協定の当事者が

当該協定に違反した場合の措置を定めるものである。

- 具体的には、当事者間における違反状態の是正の申入れ、違反状態が継続している場合の協定の解除、是正措置等に要した経費の負担に関する事項等が定められることを想定しているが、違反をした者に対して過度の私権の制約とならないような合理的な範囲内で定める必要がある。
- 第5号の「里地里山活動協定の有効期間」であるが、里地里山は、長い年月を通じて人々の生活や農林業の営みなどにより形成されてきたものであり、その保全等には息の長い活動が必要である。
- そのため、おおむね5年間程度の長期的な視点で活動を考えてもらう必要があると考えており、当該協定の有効期間もこのような考え方を踏まえて決定されることを想定している。
- 第6号の「その他必要な事項」は、前5号に定めるもののほか、当事者間の合意により、必要に応じて適宜定める事項である。
- 活動開始後のトラブルを避けるため、活動中の事故に関する措置、協定の解除や失効に関する事由など、あらかじめ想定される事項をできるだけ盛り込んでおくことが望ましい。
- 県としても、里地里山活動協定の締結が円滑に行われるよう、事務の手引き等において、協定書の参考例等を示す予定である。
- 第2項は、前項における「活動団体」の要件を定めるものである。
- 第1号の要件は、その活動団体において、里地里山活動協定に係る活動の対象となる農林地等の土地所有者等又は地域住民が主たる構成員となっていることを求めているが、これは、里地里山の保全等は土地所有者等及び地域住民を主体とすべきことを旨として行われなければならないという本条例の基本理念（第3条第1項）の趣旨を受けたものである。
- 具体的には、「神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例第9条第1項の認定の審査基準について」（以下「審査基準」という。）に基づいて判断することとなる。

【審査基準】

1 条例第9条第2項関係

(1) 第1号関係

申請に係る活動団体が、次のいずれかに該当すること。

ア 活動団体の構成員（構成員の種別等の定めがある場合は、団体の活動の主体となる構成員）又は議決権を有する構成員の過半が土地所有者等又は地域住民（里地里山活動協定の対象となる農林地等の区域が含まれる里地里山保全等地域に居住する者。以下同じ。）により占められていること。

イ 活動団体の活動や事業について企画し、又は計画を策定し、及びこれらを総括する権限を有する構成員の過半が土地所有者等又は地域住

民により占められていること。

(解説)

- ここでは、申請に係る活動団体が、ア又はイのいずれかに該当することを条例第9条第2項第1号の基準として定めている。
- アについては、活動団体の構成員又は議決権を有する構成員の過半が土地所有者等又は地域住民により占められていることを求めている。

例1) 構成員：10名（土地所有者等・地域住民：6名、その他：4名）

例2) 構成員：30名（正会員：10名、準会員：20名）

↓*正会員が活動の主体の場合

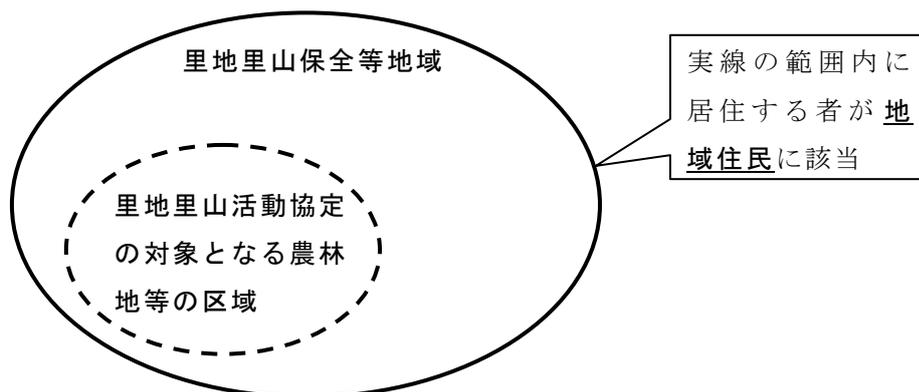
（土地所有者等・地域住民：6名、その他：4名）

例3) 構成員：20名（役員：5名、その他：15名）

↓*役員のみが議決権を有する場合

（土地所有者等・地域住民：3名、その他：2名）

- なお、ここで「地域住民」を「里地里山活動協定の対象となる農林地等の区域が含まれる里地里山保全等地域に居住する者」としているのは、条例第8条第1項又は第2項の規定により選定された里地里山保全等地域は、条例第8条の解説で述べたとおり、地形的、歴史的、文化的な一体性を持ち、かつまとまりのある土地利用がなされている地域であり、その地域の居住者は、当該里地里山の形成と深い関わりを持ち、その地域を生活の場としていると考えられるためである。



- イについては、活動団体の活動や事業の企画や計画の策定に関して総括権限を有する構成員の過半が土地所有者等又は地域住民により占められていることを求めている。

例4) 定款「第○条 幹事は、会の事業を企画し総会へ提案する。」

↓

（土地所有者等・地域住民）

例5) 定款「第〇条 △委員会は、会の事業を企画し総会へ提案する。」



委員：5名（土地所有者等・地域住民：3名、その他：2名）

- 第2号の要件は、里地里山の保全等の活動が適切に行われるために必要な体制の整備等について、神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例施行規則（以下「規則」という。）において定めることとしている。

【規則】

（活動団体）

第1条 神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例（平成19年神奈川県条例第61号。以下「条例」という。）第9条第2項第2号に規定する規則で定める要件は、次のとおりとする。

- (1) 里地里山活動協定に係る里地里山の保全等の活動に関し、当該活動が行われる地域の農林業について知識及び経験を有する者の指導又は助言を受けられる体制を整備していること。
- (2) 次のいずれにも該当する定款又はこれに準ずる書類を有していること。
 - ア 名称及び目的を定めていること。
 - イ 意思決定の方法についての定めがあり、かつ、意思決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと。
 - ウ 代表者の選任手続並びに財務及び会計に関し必要な事項を明らかにしていること。
 - エ 構成員の資格並びに加入及び脱退を不当に制限していないこと。

（解説）

- 第1号の要件は、里地里山活動協定に係る里地里山の保全等の活動に関し、地域の農林業について知識及び経験を有する者の指導又は助言を受けられる体制を整備していることを求めている。
- 里地里山は人々の日常生活の場でもある上、保全等のあり方は、自然条件や地域の文化等によって一律ではない。また、その保全等の活動は、地域の農林業の営みの中で形成されてきた細かなルールや慣習を尊重して行われなければならない。危険を伴う作業なども少なくない。
- したがって、適切かつ安全な保全等の活動が行われるよう、その地域で長年にわたって農林業に携わっている（携わっていた）土地所有者など、地域の農林業について知識と経験を有している者が、指導や助言などの形で活動団体の活動に関わることができる体制を整備することを求めたものである。
- 第2号の要件は、活動団体が一定の条件を満たす定款又はこれに準ずる

書類を有していることを求めている。

- 「定款又はこれに準ずる書類」とは、活動団体の目的、組織、活動などその団体に関する基本的な事項についての定めのことであり、「定款」をその一例として掲げているが、これらについて定めたものであれば、その名称は問わない（規約、会則等）ものである。
 - アからウまでは、知事が認定した協定に係る活動団体に対して県が支援をする旨を条例第13条に定めていることから、その支援が適正に活用されるよう、団体としての組織の確実性や透明性を求めている。
 - エは、里地里山においては、人手不足という大きな課題があり、関心を持つ多くの県民が積極的に活動に参加し、県民ぐるみで里地里山の保全等が行われるよう、構成員の資格や加入等を不当に制限しないことを求めている。
 - 「不当に制限」とは、活動団体が、その設立目的等に基づく活動を適切に行う上で合理的に必要とされる範囲を超えて、構成員の資格や加入等を制限することであり、その範囲内で行われる制限までも認めないという趣旨ではない。
 - 例えば、活動団体の活動が初期の段階にあり、地域住民以外の人を受け入れる体制が整っていないなどの理由から、その加入について一定の制限を設けることなどは、不当な制限とは言えない場合もあると考えられる。
 - 里地里山の保全等は地域づくりという一面もあるため、地域の実状、活動団体の活動内容や組織体制の整備状況などを総合的に勘案して判断することとなる。
- 第2号の要件に係る審査基準は、次のとおりである。

【審査基準】

1 条例第9条第2項関係

(2) 第2号関係

申請に係る活動団体が、神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例施行規則第1条各号において定める要件のいずれにも適合すること。

- 第3項は、里地里山活動協定に対する知事の認定を受けようとする場合の知事への申請について定めたものであるが、当該申請に係る申請事項、様式及び添付書類については、規則において定めることとしている。

【規則】

(里地里山活動協定の認定の申請)

第2条 条例第9条第3項の規定による申請は、里地里山活動協定認定申請書（第1号様式）により行うものとする。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 里地里山活動協定に係る協定書の写し
- (2) 里地里山活動協定の対象となる農林地等の登記事項証明書及び登記所に備えられた地図又はこれに準ずる図面の写し
- (3) 里地里山活動協定に係る活動の計画を記載した書類
- (4) 活動団体の定款又はこれに準ずる書類
- (5) 活動団体の構成員の氏名、住所及び役職並びに前条第1号に規定する指導又は助言を行う者の氏名及び住所を記載した書類
- (6) その他知事が必要と認める書類

(解説)

- 第1項は、里地里山活動協定の認定申請に係る申請の方法と様式を定めるものである。
 - 第2項は、協定の認定に当たり、条例第9条第2項各号及び同条第4項各号に定める要件の充足状況を判断するために必要な添付書類を定めるものである。
 - 第1号は、協定を認定する本制度の仕組み上、当然のものである。
 - 第2号は、協定の当事者である土地所有者等が当該協定の対象となる農林地等について所有権を有しており、協定が有効に成立していることを確認する趣旨である。
 - 第3号は、協定に基づく保全等の活動が、当該協定の対象となる農林地等の区域が含まれる里地里山保全等地域における、里地里山の保全等に資すると認められるものであること、当該活動が継続して行われると認められるものであることなど、条例第9条第4項の要件を充足していることを確認するために必要な書類である。
 - 第4号は、活動団体の定款又はこれに準ずる書類が、規則第1条第2号の要件を充足していることを確認するために必要な書類である。
 - 第5号は、活動団体が条例第9条第2項第1号の要件及び規則第1条第1号の要件を充足していることを確認するために必要な書類である。
 - 第6号は、前5号のほかに認定の審査をする上で知事が必要に応じて書類を求めるものである。例えば、申請者（土地所有者等）が、その農林地等について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者である場合に、その権原を証する書類（賃貸借契約書等）などが想定される。
- 第4項は、知事による里地里山活動協定の認定の要件を定めるものである。
 - 第1号の里地里山活動協定の内容がこの条例及び他の関係法令に違反するものでないことについては、説明を要しないであろう。
 - 第2号においては、里地里山活動協定の内容が、その対象となる農林地等の利用を不当に制限するものでないことを求めている。
 - 第3号においては、里地里山活動協定の内容が、その対象となる農林地等

の区域が含まれる里地里山保全等地域における里地里山の保全等に資すると認められるものであることを求めている。

- 第4号においては、里地里山活動協定に係る里地里山の保全等の活動が継続して行われると認められるものであることを求めている。
- 当該第2号から第4号までの要件については、具体的には、審査基準に基づいて判断することとなる。

【審査基準】

2 条例第9条第4項関係

(1) 第2号関係

里地里山活動協定において、協定の当事者が受けることとなる農林地等の利用に関する制限について、その対象となる行為や制限の内容等が、協定に基づく保全等の活動が適正に行われるために必要な最小限度のものであること。

(2) 第3号関係

里地里山活動協定において定められた保全等の活動の内容が、協定の対象となる農林地等の区域が含まれる里地里山保全等地域における、里地里山の多面的機能の発揮又は次世代への承継に資するものであって、次のいずれかに該当するものであること。

ア 農林地等の整備をするために必要な間伐、除伐、下刈り、植栽、保育等

イ 生物の多様性を確保するために必要な生物又はその生育・生息環境の保全等

ウ 援農方式で行う農作業

エ 農作物等の栽培

オ 復田など農林地等の復元や機能の回復

カ 自然体験活動や環境教育

キ その他これらに類する活動

(3) 第4号関係

ア 里地里山活動協定において定められた協定の有効期間が、5年間程度（最短でも3年間以上）確保されていること。

イ 里地里山活動協定において定められた保全等の活動の内容が、これに係る活動計画、活動団体の規模、組織体制、過去の活動状況等を総合的に勘案して、協定の有効期間において継続的に実施可能なものであること。

(解説)

- (1)については、里地里山活動協定の内容が、その対象となる農林地等の

- 利用を不当に制限するものであるか否かの判断基準を定めるものである。
- 里地里山活動協定の本質は、協定に係る農林地等の利用に関する活動団体と土地所有者等との契約である。
 - 土地所有者等は、法令等の制限内において、自由にその農林地等を利用する権利を有するものであるが、活動団体と協定を締結し、当該農林地等における活動団体の利用を認めるという契約関係が成立することにより、その農林地等の利用について何らかの制限を受けることとなる。
 - また、活動団体についても、自らの所有に係らない農林地等を利用して活動を行う以上、その農林地等の利用に関して、協定に基づく制限を受けることとなる。
 - 協定の当事者双方が受けることとなる制限の具体的な対象行為や内容等は、協定に定められた事項の内容及びこれに基づく実際の活動の態様等によって異なると考えられるが、ここでは、その制限の対象となる行為や内容等が、協定に基づく保全等の活動が適正に行われるために必要な最小限度のものであることを求めている。
 - なお、条例第8条第1項又は第2項の規定による里地里山保全等地域の選定制度は、土地所有者等及び地域住民が主体となり、これらの者と県民、県、市町村等が相互に連携し、及び協働しつつ里地里山の保全等を進めるためのものであり、当該地域内の土地に対して行為規制や権利移動の制限等を行う趣旨ではない。
 - したがって、協定の認定についても、そのような目的（特定の土地利用計画の阻止など）を持つことが明らかな場合は、認定をしないこととしている。
 - (2)については、里地里山活動協定の内容が、その対象となる農林地等の区域が含まれる里地里山保全等地域における里地里山の保全等に資すると認められるものであるか否かの判断基準を定めるものである。
 - 具体的には、里地里山活動協定に基づいて行われる保全等の活動の内容が、協定の対象となる農林地等の区域だけではなく、当該区域を含む里地里山保全等地域における全体的な里地里山の多面的機能の発揮又は次世代への承継に資するものであって、アからキまでに掲げるもののいずれかに該当することを求めている。
 - 協定に基づく保全等の活動の内容が、協定の対象となる農林地等の区域が含まれる里地里山保全等地域における里地里山の多面的機能の発揮又は次世代への承継に資するものであるか否かは、条例第8条第1項又は第2項の規定による里地里山保全等地域の選定の際に明らかにされた当該地域の現状、選定の理由及びめざす姿等に照らして、総合的に判断することとなる。

- また、アからカまでに掲げた活動内容は、幅広い里地里山の保全等の活動の代表的な例を示したに過ぎない。したがって、これら以外の活動であっても、キに示すとおり「これらに類する活動」であれば、認定の対象となり得るものであり、また、これらの活動に付随して行われる活動なども含む趣旨である。
 - しかしながら、明らかに里地里山の保全等に関わりが薄いと認められる活動のみを内容とした協定である場合（ドッグランの設置、バーベキュー大会の開催のみなど）には、認定をしないこととしている。
 - (3)については、里地里山活動協定に係る里地里山の保全等の活動が継続的に行われると認められるものであるか否かの判断基準を定めるものである。
 - 里地里山では、年間を通じて耕作や雑木林の利用（薪炭、堆肥など）等が続いてきたことによって現在の姿がある。このように、里地里山の保全等は永続的なものであり、特に荒廃が進んだ里地里山では、その復元も一朝一夕にできることではないため、その保全等の活動も一時的なものではなく、継続的に行われる必要がある。
 - このため、アにおいては、協定の有効期間が「5年間程度（最短でも3年間以上）」確保されていることを求めている。
 - ここで、「5年間程度（最短でも3年間以上）」と幅を持たせているのは、多様な里地里山の保全等の活動に係る協定について、一律の有効期間を求めるのは馴染まないものであり、また、本条例の制定に先立って実施したモデル事業の結果等から、保全等の活動が地域に受け込み、ある程度の効果を発揮するためには、最低でも3年間、理想的には5年間は必要であると考えられたためである。
 - 「5年間程度」としているのは、協定の有効期間が5年間を超えるものであっても認めうる場合もあるからであるが、5年間を大幅に超える場合は、その間における協定の当事者の事情の変化や社会経済情勢の変化等も予想され、協定の内容が実情と乖離する可能性が高くなるため、望ましくないものと考えている。
 - アは形式的な基準であるが、イにおいては、実質的な基準として、協定において定められた保全等の活動が、その有効期間において実施可能なものであることを求めている。
 - 将来にわたる活動の実施可能性という問題の性質上、確定的な判断基準を示すことは困難であるが、活動計画、活動団体の規模、組織体制、過去の活動状況等を総合的に勘案して判断することとなる。
- なお、本条第1項の規定による知事の里地里山活動協定の認定は、当該協定の内容が、第4項各号に定める要件に該当することを認めるという「事実の確認」である。

- したがって、知事による認定を受けられない場合であっても、当該協定は私法上の契約としては有効であるから、土地所有者等との関係においては、活動団体はその協定に基づく活動を行うことができるが、当然のことながら、第13条に規定する県による支援措置を受けることはできないものである。
- また、認定の直接的な要件ではないが、里地里山は通常、私有地であり、農林業の場、生活の場でもあることから、保全等の活動を効果的・継続的に実施していくためには、土地所有者等はもとより地域住民の理解と協力が重要である。
- したがって、実際に活動するに当たっては、事前に地域の自治会等に対して説明会の開催や資料の回覧・提供などを行い、活動日や活動時間などについて周知を図っておくことが望ましいと考えられる。
- 第5項は、里地里山活動協定の認定に当たっての知事の市町村長への意見聴取手続を定めるものである。
- 里地里山の保全等にあたっては、基本理念に掲げるように、農林業の営みを尊重することが必要であるが、多様な主体の連携・協働によって里地里山の保全等を推進していくためには、地域づくりや地域の活性化という視点が重要である。
- したがって、里地里山活動協定の認定に当たっては、地域の実情を良く知る地元市町村の意見を聴き、これを尊重して知事が認定を行う旨を定めたものである。
- 第6項は、知事が里地里山活動協定を認定したときは、遅滞なく、その旨を申請者である活動団体及び土地所有者等に通知することを定めている。

(認定里地里山活動協定の変更)

第10条 前条第1項による認定を受けた里地里山活動協定（以下「認定里地里山活動協定」という。）に係る活動団体及び土地所有者等は、同項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、知事の認定を受けなければならない。

2 前条第3項から第6項までの規定は、前項の規定による変更の認定について準用する。

(解説)

- 本条は、知事の認定を受けた里地里山活動協定に定められた事項の変更について定めるものである。
- 第1項においては、認定里地里山活動協定について、前条第1項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、知事の認定を受けなければならないことを規定している。
- これらの事項に係る変更は、協定の本質的な部分に係る変更であり、変更の内容によっては、協定が適当なものであるとは認められなくなる可能性があるため、事前に知事の認定を受けなければならないこととしたものである。
- 第2項においては、前項の規定による変更の認定については、前条第3項から第6項までの規定を準用することとしている。したがって、知事による認定里地里山活動協定の変更の認定を受けようとするときは、活動団体及び土地所有者等は、前条第3項の手續に準じて、当初の認定のときと同様、知事に当該変更の認定について申請を行わなければならない。
- 当該申請に係る申請事項、様式及び添付書類については、規則において定めることとしている。

【規則】

(認定里地里山活動協定の変更認定の申請)

第3条 条例第10条第2項において準用する条例第9条第3項の規定による申請は、里地里山活動協定変更認定申請書（第2号様式）により行うものとする。

2 前項の申請書には、前条第2項各号に掲げる書類のうち、変更事項に係る書類その他知事が必要と認める書類を添付しなければならない。

(解説)

- 第1項は、認定里地里山活動協定の変更認定申請に係る申請の方法と様式を定めるものである。
- 第2項は、変更認定に当たり、認定の要件の充足状況等を判断するために必要な添付書類を定めるものである。
- 当該添付書類については、変更の内容により必要なものが異なるので、

規則第2条第2項各号に掲げる書類のうち、変更しようとする事項と関連する書類のほか、当該変更に関して知事が必要と認める書類について添付を求めるものである。

- また、申請が行われた後の前条第4項の認定の要件（審査基準を含む。）、第5項の市町村長への意見聴取及び第6項の認定した場合の活動団体と土地所有者等への認定の通知についても、当初の認定のときと同様である。
- なお、本条における認定里地里山活動協定の変更に係る知事の認定は、当該協定の変更の内容が、本条第2項において準用する前条第4項各号に定める要件に該当することを認めるという「事実の確認」であることも当初の認定の場合と同様である。
- したがって、当該協定の変更について、知事による変更の認定が受けられない場合であっても、当該協定に係る活動団体及び土地所有者等は、私法上の契約としては有効に協定を変更することができるものであるが、当該変更が行われた協定は、本条第2項において準用する前条第4項各号に定める要件のいずれかに該当しないこととなるため、知事は、第12条第1項の規定により当該協定に係る認定を取り消すこととなる。
- また、その場合は当然のことながら、県は、第13条の規定に基づいて当該協定に係る活動団体に対して実施している支援措置を打ち切ることとなる。

(認定里地里山活動協定の廃止)

第11条 認定里地里山活動協定（認定里地里山活動協定の変更があったときは、その変更後のもの。以下同じ。）に係る活動団体又は土地所有者等は、当該認定里地里山活動協定を廃止したときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

(解説)

- 本条は、知事の認定を受けた里地里山活動協定の廃止について定めるものである。
- 本条にいう「廃止したとき」とは、認定里地里山活動協定に定められた有効期間が満了する前に、当該協定の解除や失効などが発生した場合やこれらに寄らず活動団体の都合等により、保全等の活動が将来にわたって行われなくなることを確実となったときなどをいう。
- 認定里地里山活動協定が廃止された場合は、当該協定に係る知事の認定は協定の廃止と同時にその効力が失われることとなり、県は、第13条の規定に基づいて当該協定に係る活動団体に対して実施している支援措置を打ち切るなどの必要な手続をとらなければならない。
- そのため、当該協定の廃止について、活動団体又は土地所有者等に対して、知事への届出を義務付けることで、当該廃止の事実を知事が迅速に把握し、必要な手続を行えるようにしたものである。
- 当該届出に係る届出事項及び様式については、規則において定めている。

【規則】

(認定里地里山活動協定の廃止の届出)

第4条 条例第11条の規定による届出は、認定里地里山活動協定廃止届出書（第3号様式）により行うものとする。

- なお、認定里地里山活動協定の有効期間が満了した場合も、当該協定に係る知事の認定は当該有効期間の満了と同時にその効力が失われることとなるが、これは本条にいう「廃止」には当たらないため、知事への届出の義務はない。
- このように、里地里山活動協定の認定は自動的に継続されるものではないため、協定の有効期間を延長し、延長後も引き続き知事による認定を受けようとする場合は、有効期間が満了する前に、当該有効期間の変更（延長）について、前条第1項の規定に基づく知事の認定を受けておく必要があることに注意しなければならない。

(認定里地里山活動協定の認定の取消し)

第12条 知事は、認定里地里山活動協定に係る活動団体が第9条第2項各号のいずれかに該当しなくなったと認めるとき、又は認定里地里山活動協定が同条第4項各号のいずれかに該当しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すものとする。

2 第9条第6項の規定は、前項の規定による認定の取消しについて準用する。

(解説)

- 本条は、知事の認定を受けた里地里山活動協定の認定の取消しについて定めるものである。
- 第1項においては、知事は、認定里地里山活動協定に係る活動団体が第9条第2項各号に定める要件のいずれかに該当しなくなったとき、又は当該協定の内容が同条第4項各号に定める要件のいずれかに該当しなくなったときは、当該協定に係る認定を取り消す旨を規定している。
- 里地里山活動協定の認定は、当該協定に基づく保全等の活動が適当である旨の事実を確認するものであるから、認定里地里山活動協定に係る活動団体がその要件を欠いた場合や、当該協定が認定の要件に該当しなくなり、当該協定に基づく保全等の活動が行われることが適当とは認められなくなった場合は、速やかに当該協定の認定を取り消す必要が生じる。
- 当該認定の取消しは、適当ではなくなった活動団体による活動や不適当な協定に基づいた活動が行われ、里地里山の多面的機能が損なわれたり、事故等が生じたりすることのないよう、当該認定制度に伴う知事の指導監督の一つとして定めたものである。
- 当該取消し処分に係る基準については、「神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例第12条第1項の認定の取消しの処分基準について」において定めている。
- なお、本条における知事による認定里地里山活動協定の認定の取消しは、協定の当事者である活動団体としての要件への不適合や協定の認定要件への不適合により、当該協定が適当ではなくなった旨の「事実の確認」である。
- したがって、知事による認定の取消しを受けた場合、第13条に規定する県による支援措置を受けることはできなくなるが、当該認定の取消しに係る協定は私法上の契約としてはなお有効であるから、土地所有者等との関係では、活動団体はその協定に基づく活動を行うことができるものである。
- 第2項は、知事が前項の規定により認定の取消しをしたときは、第9条第6項の規定を準用し、遅滞なく、その旨を当該認定の取消しに係る活動団体及び土地所有者等に通知することを定めている。

(認定里地里山活動協定に係る活動に対する支援)

第13条 県は、認定里地里山活動協定に係る活動団体に対し、当該認定里地里山活動協定に基づく活動を支援するために必要な措置を講ずるものとする。

(解説)

- 本条は、知事の認定を受けた里地里山活動協定に係る活動団体に対して、当該協定に基づいて当該活動団体が行う保全等の活動を支援するため、県が必要な措置を講ずることを定めるものである。
- 県が講ずる措置は、財政的な支援、指導・助言、情報の提供などが考えられ、具体的な内容や要件等は、既存の施策や地元市町村の実施している施策との棲み分けや調整、予算の状況などを踏まえて決定していくこととするが、支援が効果的なものとなるよう、活動団体の活動内容等に応じ、当該活動団体に必要とされる措置を適切に講ずるよう配慮する必要がある。

(報告又は資料の提出)

第14条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、認定里地里山活動協定に係る活動団体又は土地所有者等に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

(解説)

- 本条は、知事の認定を受けた里地里山活動協定に係る活動団体又は土地所有者等に対し、知事が、必要に応じて報告又は資料の提出を求めることができることを定めるものである。
- 本条例の里地里山活動協定の認定制度を適切に運用するためには、協定の当事者である活動団体又は土地所有者等に対して、活動の状況をはじめ、地域住民との関係、推進体制、課題等について必要に応じて報告や資料の提出を求めることが必要となる。そのための根拠規定を本条において規定している。
- 例えば、活動団体の活動状況に関して定期的に報告（年次報告など）を求める場合や、県が今後の施策の企画立案の参考とするため、活動団体の活動手法や推進体制づくりのノウハウについて資料の提出を求める場合などが考えられる。
- 「この条例の施行に必要な限度において」とは、本条例の規定に即して、必要な事実を把握するために許容される程度や方法により報告又は資料の提出を求めなければならない、相手方に過度の負担を課してはならない旨の比例原則を規定したものである。
- 報告書又は資料の様式や項目等はあらかじめ定めるものではなく、知事が、必要に応じてこれらを定めた上で提出を求めることとする。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(解説)

- 本条は、条例中に定める事項のほか、本条例の施行に関し必要な事項については、規則に委任して定める旨を規定するものである。
- 本条の規定に基づき、書類の経由について、規則において定めている。

【規則】

(書類の経由)

第5条 条例及びこの規則の規定により知事に提出する書類は、当該書類に係る里地里山の地域をその管轄する区域内に含む地域県政総合センターの長（里地里山の地域が横浜市又は川崎市の区域にある場合にあっては、横浜川崎地区農政事務所の長）を経由しなければならない。

(解説)

- 里地里山の保全等にあたっては、基本理念に掲げるように、農林業の営みを尊重することが必要であるが、多様な主体の連携・協働によって里地里山の保全等を推進していくためには、地域づくりや地域の活性化という視点が重要である。
- このようなことを踏まえ、それぞれの地域の実情を良く知る市町村の役割を尊重し、本条例においては、里地里山保全等地域の選定については市町村長の申出を前提とすること及び里地里山活動協定の認定については市町村長の意見を聴くこととしたものである。
- これまでに県が実施してきた里山づくりのモデル事業においても、地域県政総合センター等がこれらの事業の中心となり、市町村と連携・協力して円滑に事業が推進され、ノウハウ等が蓄積されてきた経緯がある。
- したがって、本条例に係る申出、申請、届出、報告等の書類の提出について、地域県政総合センター等を経由することにより、情報を共有するとともに、現場の状況や市町村の意向などを把握して考察を加えてもらうこととしたものである。

附 則

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(解説)

- 附則第1項は、本条例の施行期日を定めるものである。
- 本条例の円滑な施行に向け、県民への周知及び本条例において重要な役割を果たす市町村への当該条例の制度の説明等に相当の期間を要することを考慮し、平成20年4月1日をもって本条例を施行することとしている。
- また、規則についても、条例と同様に平成20年4月1日をもって施行することとしている。

【規則】

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

- 附則第2項は、本条例の検討について定めるものである。
- 社会経済情勢や里地里山を取り巻く環境の変化に対応し、時宜にかなった里地里山の保全等を促進するため、知事が、5年ごとに条例の施行の状況について検討を行い、その結果に基づいて条例の改正等を含む必要な措置を講ずることとしたものである。

資 料

神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例

平成19年12月25日

神奈川県条例第61号

(目的)

第1条 この条例は、里地里山の保全、再生及び活用について、基本理念を定め、並びに県、土地所有者等及び県民の責務を明らかにするとともに、里地里山の保全、再生及び活用を促進するために必要な事項を定めることにより、里地里山の多面的機能の発揮及び次世代への継承を図り、もって県民の健康で心豊かな生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 里地里山 現に管理若しくは利用され、又はかつてされていた農地、水路、ため池、二次林（その土地本来の自然植生ではない人為的に成立した雑木林、竹林等をいう。）その他これらに類する土地（以下「農林地等」という。）の全部又は一部及び人が日常生活を営む場所が一体となっている地域をいう。
- (2) 土地所有者等 里地里山の農林地等の所有者又は当該農林地等について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者をいう。
- (3) 里地里山の多面的機能 良好な景観の形成、生物の多様性の確保、災害の防止、生活文化の伝承、情操のかん養、レクリエーションの場の提供等の里地里山の有する多面にわたる機能をいう。

(基本理念)

第3条 里地里山の保全、再生及び活用（以下「保全等」という。）は、里地里山がその地域の地形、気候その他の固有の自然条件の下に人々が生活を営む中で形成されるものであるという特質を有することにかんがみ、土地所有者等及び地域住民を主体とすべきことを旨として行われなければならない。

2 里地里山の保全等は、里地里山の多面的機能の恵沢を多くの県民が享受していることにかんがみ、土地所有者等、県民、県、市町村等が相互に連携し、及び協働すべきことを旨として行われなければならない。

3 里地里山の保全等は、地域の農林業の営みを尊重しつつ、里地里山の多面的機能を発揮させ、その恵沢を県民が将来にわたって享受できるよう、継続的に行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める里地里山の保全等についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、里地里山の保全等の促進に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、里地里山の保全等に関する県民の理解を深め、県民の里地里山の保全等の活動への積極的な参加を促進するために、広報その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 県は、里地里山の保全等の促進に関する施策の推進に関し、市町村との連携を図るとともに、市町村が行う里地里山の保全等に関する施策との調整に努めるものとする。

4 県は、市町村が行う里地里山の保全等に関する施策の推進に関し、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(土地所有者等の責務)

第5条 土地所有者等は、基本理念にのっとり、里地里山の多面的機能の重要性についての認識を深め、里地里山の保全等が図られるよう努めるとともに、県が実施する里地里山の保全等の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(県民の責務)

第6条 県民は、基本理念にのっとり、里地里山の多面的機能に関する理解を深めるとともに、次に掲げる事項を行うよう努めるものとする。

(1) 里地里山の保全等の活動に積極的に参加するとともに、当該活動がその居住する地域に係るものであるときは、主体的に取り組むこと。

(2) 里地里山の保全等に当たっては、土地所有者等及び地域住民による地域の特性を生かした主体的な取組を尊重しつつ、これらの者と連携し、及び協力すること。

(3) 県が実施する里地里山の保全等の促進に関する施策に協力すること。

(指針の策定)

第7条 知事は、里地里山の保全等の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、里地里山の保全等の促進に関する指針（以下「指針」という。）を定めなければならない。

2 指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 里地里山の保全等の促進に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向

(2) 前号に掲げるもののほか、里地里山の保全等の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、社会経済情勢の変化及び里地里山を取り巻く環境の変化に迅速かつ柔軟に対応するため、定期的に指針を検証し、必要に応じ指針の変更を行わなければならない。

4 知事は、指針を定め、又は変更したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

(里地里山保全等地域の選定等)

第8条 知事は、土地所有者等及び地域住民の主体的な活動により里地里山の保全等が図られると認められる地域を、当該地域を管轄する市町村長からの申出により、里地里山保全等地域として選定することができる。

2 知事は、前項の規定によるほか、特に必要があると認めるときは、申出によらずに里地里山保全等地域を選定することができる。この場合においては、知事は、あらかじめ、当該選定をしようとする地域を管轄する市町村長の意見を聴かななければならない。

3 知事は、前2項の規定により里地里山保全等地域を選定したときは、遅滞なく、当該里地里山保全等地域を管轄する市町村長にその旨を通知するとと

もに、その旨並びにその名称及び区域を公表するものとする。

- 4 前3項の規定は、里地里山保全等地域の選定の解除及びその地域の変更に
ついて準用する。

(里地里山活動協定の認定)

第9条 前条第1項又は第2項の規定により選定された里地里山保全等地域の
農林地等において、里地里山の保全等の活動を行おうとする活動団体及び当
該活動が行われる農林地等の土地所有者等は、次に掲げる事項を定めた協定
(以下「里地里山活動協定」という。)を締結し、当該里地里山活動協定が
適当である旨の知事の認定を受けることができる。

- (1) 里地里山活動協定の対象となる農林地等の区域及び面積
- (2) 里地里山活動協定の対象となる農林地等の利用に関する事項
- (3) 活動団体が行う里地里山の保全等の活動の内容
- (4) 里地里山活動協定に違反した場合の措置
- (5) 里地里山活動協定の有効期間
- (6) その他必要な事項

- 2 前項の「活動団体」とは、次の各号のいずれにも該当する団体をいう。

- (1) 里地里山の保全等の活動の対象となる農林地等の土地所有者等又は地域
住民が主たる構成員となっている団体
- (2) 里地里山の保全等の活動が適切に行われるために必要な体制の整備その
他の規則で定める要件に適合する団体

- 3 第1項の認定を受けようとする活動団体及び土地所有者等は、規則で定め
るところにより、知事に申請しなければならない。

- 4 知事は、前項の規定による申請が次の各号のいずれにも該当するときは、
第1項の認定をするものとする。

- (1) 里地里山活動協定の内容が、この条例及び関係法令に違反するものでな
いこと。
- (2) 里地里山活動協定の内容が、その対象となる農林地等の利用を不当に制
限するものでないこと。

- (3) 里地里山活動協定の内容が、その対象となる農林地等の区域が含まれる里地里山保全等地域における里地里山の保全等に資すると認められるものであること。
- (4) 里地里山活動協定に係る里地里山の保全等の活動が継続的に行われると認められるものであること。
- 5 知事は、第1項の認定をしようとするときは、あらかじめ、当該認定に係る里地里山活動協定の対象となる農林地等の区域を管轄する市町村長の意見を聴かななければならない。
- 6 知事は、第1項の認定をしたときは、遅滞なく、当該認定に係る活動団体及び土地所有者等にその旨を通知しなければならない。

(認定里地里山活動協定の変更)

第10条 前条第1項による認定を受けた里地里山活動協定（以下「認定里地里山活動協定」という。）に係る活動団体及び土地所有者等は、同項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、知事の認定を受けなければならない。

- 2 前条第3項から第6項までの規定は、前項の規定による変更の認定について準用する。

(認定里地里山活動協定の廃止)

第11条 認定里地里山活動協定（認定里地里山活動協定の変更があったときは、その変更後のもの。以下同じ。）に係る活動団体又は土地所有者等は、当該認定里地里山活動協定を廃止したときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

(認定里地里山活動協定の認定の取消し)

第12条 知事は、認定里地里山活動協定に係る活動団体が第9条第2項各号のいずれかに該当しなくなったと認めるとき、又は認定里地里山活動協定が同条第4項各号のいずれかに該当しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すものとする。

- 2 第9条第6項の規定は、前項の規定による認定の取消しについて準用する。

(認定里地里山活動協定に係る活動に対する支援)

第13条 県は、認定里地里山活動協定に係る活動団体に対し、当該認定里地里山活動協定に基づく活動を支援するために必要な措置を講ずるものとする。

(報告又は資料の提出)

第14条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、認定里地里山活動協定に係る活動団体又は土地所有者等に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例施行 規則

平成20年 3 月 18 日

神奈川県規則第 7 号

(活動団体)

第 1 条 神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例（平成19年神奈川県条例第61号。以下「条例」という。）第 9 条第 2 項第 2 号に規定する規則で定める要件は、次のとおりとする。

- (1) 里地里山活動協定に係る里地里山の保全等の活動に関し、当該活動が行われる地域の農林業について知識及び経験を有する者の指導又は助言を受けられる体制を整備していること。
- (2) 次のいずれにも該当する定款又はこれに準ずる書類を有していること。
 - ア 名称及び目的を定めていること。
 - イ 意思決定の方法についての定めがあり、かつ、意思決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと。
 - ウ 代表者の選任手続並びに財務及び会計に関し必要な事項を明らかにしていること。
 - エ 構成員の資格並びに加入及び脱退を不当に制限していないこと。

(里地里山活動協定の認定の申請)

第 2 条 条例第 9 条第 3 項の規定による申請は、里地里山活動協定認定申請書（第 1 号様式）により行うものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 里地里山活動協定に係る協定書の写し
- (2) 里地里山活動協定の対象となる農林地等の登記事項証明書及び登記所に備えられた地図又はこれに準ずる図面の写し
- (3) 里地里山活動協定に係る活動の計画を記載した書類
- (4) 活動団体の定款又はこれに準ずる書類

(5) 活動団体の構成員の氏名、住所及び役職並びに前条第1号に規定する指導又は助言を行う者の氏名及び住所を記載した書類

(6) その他知事が必要と認める書類

(認定里地里山活動協定の変更認定の申請)

第3条 条例第10条第2項において準用する条例第9条第3項の規定による申請は、里地里山活動協定変更認定申請書（第2号様式）により行うものとする。

2 前項の申請書には、前条第2項各号に掲げる書類のうち、変更事項に係る書類その他知事が必要と認める書類を添付しなければならない。

(認定里地里山活動協定の廃止の届出)

第4条 条例第11条の規定による届出は、認定里地里山活動協定廃止届出書（第3号様式）により行うものとする。

(書類の経由)

第5条 条例及びこの規則の規定により知事に提出する書類は、当該書類に係る里地里山の地域をその管轄する区域内に含む地域県政総合センターの長（里地里山の地域が横浜市又は川崎市の区域にある場合にあつては、横浜川崎地区農政事務所の長）を経由しなければならない。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

第1号様式(第2条関係)(用紙 日本工業規格A4縦長型)

里地里山活動協定認定申請書

年 月 日

神奈川県知事殿

(活動団体)

名称

代表者住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)

代表者氏名 印

電話番号

(土地所有者等)

住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名) 印

電話番号

神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例第9条第1項の規定による認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 里地里山活動協定の名称

2 里地里山活動協定の対象となる農林地等の地番

3 里地里山活動協定の締結年月日

年 月 日

4 里地里山活動協定の有効期間

年 月 日から 年 月 日まで

里地里山活動協定変更認定申請書

年 月 日

神奈川県知事殿

(活動団体)

名称

代表者住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)

代表者氏名 印

電話番号

(土地所有者等)

住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名) 印

電話番号

神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例第10条第1項の規定による変更の認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 里地里山活動協定の名称及び認定番号

名 称

認定番号

2 変更事項

3 変更内容

変更前	変更後

4 変更の理由

5 変更予定年月日

年 月 日

第3号様式(第4条関係)(用紙 日本工業規格A4縦長型)

認定里地里山活動協定廃止届出書

年 月 日

神奈川県知事殿

名称

代表者住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)

代表者氏名

印

電話番号

神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例第11条の規定により、次のとおり届け出ます。

1 里地里山活動協定の名称及び認定番号

名 称

認定番号

2 廃止年月日

年 月 日

3 廃止の理由

備考 届出者が個人である場合は、届出者の住所、氏名及び電話番号を記載してください。

神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例第 9 条 第 1 項の認定の審査基準について

神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例（以下「条例」という。）第 9 条第 1 項の認定は、同条第 3 項による申請が同条第 2 項及び第 4 項に定められた要件に該当するか否かについて審査することとし、その基準は次のとおりとする。（条例第 10 条第 1 項の変更の認定の場合を含む。）

1 条例第 9 条第 2 項関係

(1) 第 1 号関係

申請に係る活動団体が、次のいずれかに該当すること。

ア 活動団体の構成員（構成員の種別等の定めがある場合は、団体の活動の主体となる構成員）又は議決権を有する構成員の過半が土地所有者等又は地域住民（里地里山活動協定の対象となる農林地等の区域が含まれる里地里山保全等地域に居住する者。以下同じ。）により占められていること。

イ 活動団体の活動や事業について企画し、又は計画を策定し、及びこれらを総括する権限を有する構成員の過半が土地所有者等又は地域住民により占められていること。

(2) 第 2 号関係

申請に係る活動団体が、神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例施行規則第 1 条各号において定める要件のいずれにも適合すること。

2 条例第 9 条第 4 項関係

(1) 第 2 号関係

里地里山活動協定において、協定の当事者が受けることとなる農林地等の利用に関する制限について、その対象となる行為や制限の内容等が、協定に基づく保全等の活動が適正に行われるために必要な最小限度のものであること。

(2) 第 3 号関係

里地里山活動協定において定められた保全等の活動の内容が、協定の対象となる農林地等の区域が含まれる里地里山保全等地域における、里地里山の多面的機能の発揮又は次世代への承継に資するものであって、次のいずれかに該当するものであること。

ア 農林地等の整備をするために必要な間伐、除伐、下刈り、植栽、保育等

- イ 生物の多様性を確保するために必要な生物又はその生育・生息環境の保全等
- ウ 援農方式で行う農作業
- エ 農作物等の栽培
- オ 復田など農林地等の復元や機能の回復
- カ 自然体験活動や環境教育
- キ その他これらに類する活動

(3) 第4号関係

- ア 里地里山活動協定において定められた協定の有効期間が、5年間程度（最短でも3年間以上）確保されていること。
- イ 里地里山活動協定において定められた保全等の活動の内容が、これに係る活動計画、活動団体の規模、組織体制、過去の活動状況等を総合的に勘案して、協定の有効期間において継続的に実施可能なものであること。

附 則

この基準は、平成20年4月1日から施行する。

神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例第12条 第1項の認定の取消しの処分基準について

神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例（以下「条例」という。）第12条第1項の認定里地里山活動協定の認定の取消しは、認定里地里山活動協定に係る活動団体が条例第9条第2項に該当しなくなったと認めるとき、又は当該協定が同条第4項に該当しなくなったと認めるときに行うこととし、その基準は次のとおりとする。

1 条例第9条第2項関係

(1) 第1号関係

認定里地里山活動協定に係る活動団体が、次のいずれにも該当しなくなったとき。

ア 活動団体の構成員（構成員の種別等の定めがある場合は、団体の活動の主体となる構成員）又は議決権を有する構成員の過半が土地所有者等又は地域住民（認定里地里山活動協定の対象となる農林地等の区域が含まれる里地里山保全等地域に居住する者。以下同じ。）により占められていること。

イ 活動団体の活動や事業について企画し、又は計画を策定し、及びこれらを総括する権限を有する構成員の過半が土地所有者等又は地域住民により占められていること。

(2) 第2号関係

認定里地里山活動協定に係る活動団体が、神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例施行規則第1条各号において定める要件のいずれかに適合しなくなったとき。

2 条例第9条第4項関係

(1) 第2号関係

認定里地里山活動協定において、協定の当事者が受けることとなる農林地等の利用に関する制限について、その対象となる行為や制限の内容等が、協定に基づく保全等の活動が適正に行われるために必要な最小限度のものではなくなったとき。

(2) 第3号関係

認定里地里山活動協定において定められた保全等の活動の内容が、協定の対象となる農林地等の区域が含まれる里地里山保全等地域における、里地里山の多面的機能の発揮又は次世代への承継に資するものではなくなったとき。

(3) 第4号関係

認定里地里山活動協定に係る保全等の活動が、これに係る活動計画、活動団体の規模、組織体制、活動状況等を総合的に勘案して、協定の有効期間において継続的に実施可能なものではなくなったとき。

附 則

この基準は、平成20年4月1日から施行する。